

## 資料 2

## 1 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	市民相談室	市民相談業務	当事者または関係者が抱える悩み事を次回の相談時や相談室の別の職員に引き継げるよう共有するため。	市民相談室に来所または電話にて相談してくる市民及び関係者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
2	疾病対策課	感染症審査協議会業務	感染症審査協議会への諮問または報告を行うため。	感染症審査協議会への諮問または報告が必要な感染者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
3	疾病対策課	医療費公費負担業務	医療費公費負担業務を行うため。	医療費公費負担申請者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) 目的外
4	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	管理検診及び接触者健診を行うため。	管理検診対象者及び接触者健診対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
5	疾病対策課	DOTS事業	結核患者に対して、直接的に服薬確認を行う事業(DOTS事業)を行うため。	DOTS事業対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
6	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	浄化槽法第7条の2、第12条、第12条の2、第53条に基づき、浄化槽法関係指導業務を行うため。	浄化槽法関係届出者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(浄化槽法第7条第2項及び第11第2条))
7	下水道維持課	水洗便所改造資金補助金業務	水洗便所改造資金補助金申請受付、審査及びに交付のため。	水洗便所改造資金補助金申請者	平成30年4月1日	本人 目的外
8	市街地整備室	土地区画整理審議会業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、地区内関係権利者の把握を行い、審議会委員の選挙等に必要手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
9	市街地整備室	評価員業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、評価員の選任等に必要な手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人
10	市街地整備室	管理業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、管理用地の使用許可等に必要な手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人
11	市街地整備室	証明書発行業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、各種証明書発行等に必要な手続きを適正に行うため。	施行地区の各種証明を申請する者	平成30年4月1日	本人
12	市街地整備室	換地業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、仮換地指定及び境界確定等に必要な手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))
13	市街地整備室	換地処分業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、換地計画の作成及び換地処分等に必要な手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
14	市街地整備室	建築行為許可業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、建築行為の許可等に必要の手続きを適正に行うため。	区画整理事業地内において建築行為を行うおうとする者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
15	市街地整備室	移転物件等補償業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、損失補償等に必要の手続きを適正に行うため。	土地区画整理事業による建物等移転補償対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))
16	市街地整備室	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、清算金の徴収及び交付等に必要の手続きを適正に行うため。	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (法令等(土地区画整理法第74条及び112条))
17	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査において、調査対象者の名簿作成、調査票の配布及び回収、調査の結果の集計に利用するもの。	市内全住民	平成30年7月12日	目的外
18	保健総務課	健康データ分析業務	健康・医療情報等の分析を実施し、健康課題の把握と保健事業を効果的に推進するため。	後期高齢者健康診査受診者	平成30年8月1日	目的外

※収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法欄の「目的外」とは、上記の「本人以外」のうち、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

## 2 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	市街地整備室	住宅市外地総合整備事業に関する業務	従来から実施している本整備事業の一部として、平成30年度から、芝中央地区住宅市街地総合整備事業が加えられた。これに伴い、対象者の範囲が拡大され、業務名の変更も要することから、登録内容の修正を行うもの。 また、用地買収等を行うにあたり、より詳細な関係権利者情報の収集が必要となるため、収集する個人情報の項目を追加するもの	「業務の名称」、「対象者の範囲」に芝中央地区住宅市街地総合整備事業を追加する。 また、「収集・記録される個人情報の項目」に生年月日、性別、続柄、親族関係、居住状況を追加する。	平成30年4月1日
2	下水道維持課	私道共同排水設備整備補助金交付業務	私道共同排水設備整備補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことが要件であるため、必要な情報を目的外利用するもの。	「収集の方法」に目的外を追加する。 また、納税課から対象者の氏名、住所、生年月日、納税状況を目的外利用する。	平成30年4月1日
3	みどり課	生産緑地業務	生産緑地に係る農地所有者への現況調査や意向調査などに対応できるシステムを構築するため、市民課および農業委員会から必要となる個人情報を収集するため。 またそれに伴い、収集する対象者の範囲が広がるため。	「対象者の範囲」に市内農地所有者を追加する。 また、市民課から対象者の氏名、住所、生年月日、性別、続柄、宛名番号、世帯番号、異動年月日、異動事由、住民状態、死亡日を目的外利用する。 また、農業委員会事務局から対象者の氏名、住所、生年月日、性別、世帯状況、農業従事日数、所有農地、納税猶予適用状況の外部提供を受ける。	平成30年8月20日
4	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	浄化槽が設置されている家屋の所有者情報を確認し、浄化槽台帳を整備するため。	「個人情報記録の名称」に固定資産税・都市計画税賦課税台帳、上下水道契約者名簿、汲み取り便所使用者名簿を追加する。 また、固定資産税課から家屋所有者及び家屋納税管理人に係る氏名、住所、家屋所在地地番、町丁コード、郵便番号、家屋番号、同棟家屋番号、共同住宅区分、建物用途、家屋の延べ床面積を目的外利用し、鳩ヶ谷衛生センターから対象者の氏名、住所を目的外利用する。 また、水道サービス課から契約者氏名、所在地住所、納付書送付先住所、上下水道の使用区分、開閉栓状況の外部提供を受ける。	平成30年8月29日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
5	鳩ヶ谷衛生センター	し尿収集運搬関係業務	環境保全課が実施する浄化槽関係届出書受理業務に対し、目的外利用をさせるもの。	「目的外利用」を無から有に修正する。 また、環境保全課に対し対象者の氏名、住所を目的外利用させる。	平成30年8月30日
6	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	指定検査機関に浄化槽管理者情報を提供し、浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査の受検状況を把握した後、浄化槽法第7条の2及び第12条の2等に基づき、浄化槽管理者に対し受検指導等を実施するため。	「個人情報の提供」を無から有に修正する。 また、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会に対し対象者の氏名、住所、電話番号を外部提供する。	平成30年8月31日
7	高齢者保険事業室	人間ドック検診料助成業務	疾病対策課で行う管理検診業務において、対象者の人間ドック検診情報が必要なため、目的外利用させるもの。	「目的外利用」を無から有に修正する。 また、疾病対策課に対し、対象者の検診情報を目的外利用する。	平成30年11月1日
8	疾病対策課	医療費公費負担業務	医療費公費負担業務に保険加入状況の把握が必要なため、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入状況を確認するもの。	「収集・記録される個人情報の項目」に保険の加入状況を追加する。 また、国民健康保険課及び高齢者保険事業室の資格情報を目的外利用する。	平成30年11月1日
9	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の健診情報を確認し、経過を観察するため。	「収集の方法」に目的外を追加する。 また、国民健康保険課及び高齢者保険事業室の健診情報を目的外利用する。	平成30年11月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
10	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、対象者の範囲の記載、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないため。	「対象者の範囲」を「宅地漏水により修繕を行ったもの」から「宅地内の漏水している水道管の所有者」に修正し、「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する。 また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。 また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける。	平成30年11月14日
11	給水管理課	漏水調査委託	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないため。	様式1号中、「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する。 また、様式3号を追加し、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。 また、様式4号を追加し、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける。	平成30年11月14日
12	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないため。	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する。 また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。 また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける。	平成30年11月14日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
13	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないなかったため。	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する。 また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。 また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける。	平成30年11月14日
14	給水管理課	配水管等の探知業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、対象者の範囲の記載、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないなかったため。	「対象者の範囲」を「宅地内の漏水修繕等を請負った人」から「道路、河川、承認私道等に敷設してある水道管の漏水及びメーターボックス内の漏水している水道管の所有者」に修正し、「収集の方法」に目的外を追加する。 また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。	平成30年11月14日
15	給水管理課	給配水管の維持管理	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないなかったため。	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する。 また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する。 また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける。	平成30年11月14日
16	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日
17	給水管理課	漏水調査委託	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日
18	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
19	給水管理課	漏水修理業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日
20	給水管理課	配水管等の探知業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日
21	給水管理課	給配水管の維持管理	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日
22	給水管理課	私道内老朽給水管布設替業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため。	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する。	平成30年11月14日

### 3 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	宅地内漏水修繕するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
2	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	宅地内漏水修繕するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
3	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	漏水調査業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水調査をするにあたり、土地家屋の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
4	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	漏水調査業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水調査をするにあたり、土地家屋の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
5	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	私道埋設水道管維持管理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管を埋設している者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
6	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	私道埋設水道管維持管理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管を埋設している者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
7	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水修理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
8	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水修理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
9	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	配水管等の探知業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	適切な漏水修理等を行うため、配水管等を探知するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
10	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	配水管等の維持管理をするにあたり、本業務の対象となる給配水管等の使用者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
11	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	配水管等の維持管理をするにあたり、本業務の対象となる給配水管等の使用者等を特定し、連絡を取る必要があるため。
12	指令課	災害通報に基づく通信指令業務	外部提供	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	緊急 相当の理由・権利利益を害しない	災害時に緊急連絡先等を取得して実施機関や必要な関係者に提供することで、配水管・給水管破裂などの、二次的災害に起因する被害を対応することができるため。 消火活動による急激な消火栓からの排水により生じることがある赤水対策に迅速に対応するため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
13	市民税課	市・県民税の賦課調停業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年4月1日	本人同意	市民税の課税状況及び所得控除額等を確認し、自己負担額を決定するため。
14	納税課	滞納整理業務	目的外利用	下水道維持課	水洗便所改造資金補助金業務	平成30年4月1日	本人同意	水洗便所改造資金補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことを要件としているため。
15	納税課	滞納整理業務	目的外利用	下水道維持課	私道共同排水設備整備補助金交付業務	平成30年4月1日	本人同意	私道共同排水設備整備補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことを要件としているため。
16	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	平成30年7月12日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県知事からの依頼により、埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査にて活用するため。
17	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	外部提供	埼玉県都市整備部都市計画課		平成30年7月12日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県知事からの依頼により、埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査にて活用するため。
18	高齢者保険事業室	健康診査業務	目的外利用	保健総務課	健康データ分析業務	平成30年8月1日	相当の理由・権利利益を害しない	健康・医療情報等の分析を実施し、健康課題の把握と保健事業を効果的に推進するため。
19	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	みどり課	生産緑地業務	平成30年8月7日	相当の理由・権利利益を害しない	2022年の生産緑地30年満期に向けて、生産緑地の解除、特定生産緑地への更新など農地所有者への現況調査や意向調査など、今後膨大になる事務手続きや相談、調整などに対応できるシステムを構築するため。
20	農業委員会事務局	農地関係台帳業務	外部提供	みどり課	生産緑地業務	平成30年8月20日	相当の理由・権利利益を害しない	2022年の生産緑地30年満期に向けて、生産緑地の解除、特定生産緑地への更新など農地所有者への現況調査や意向調査など、今後膨大になる事務手続きや相談、調整などに対応できるシステムを構築するため。
21	鳩ヶ谷衛生センター	し尿収集運搬関係業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月22日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽台帳を整備するうえで、汲み取り便所使用者情報を削除要件とするため。
22	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月24日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽が設置されている家屋の所有者情報を確認し、浄化槽台帳を整備するため。
23	水道サービス課	料金収納システム業務	外部提供	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月24日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽台帳を整備するうえで、上下水道使用料のうち、水道使用料のみの債務者情報から浄化槽使用者を割り出すため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
24	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	外部提供	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会		平成30年8月31日	審議会(平成30年8月21日答申)	浄化槽法第57条に規定される指定検査機関(一般社団法人埼玉県環境検査研究協会)へし尿浄化槽調書を提供し、同法第7条及び第11条の水質に関する検査を受検していない浄化槽管理者を抽出した後、受検指導するため。
25	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	目的外利用	高齢者保険事業室	人間ドック検診料助成業務	平成30年11月1日	本人同意	管理検診対象者の胸部レントゲンを確認するため。
26	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年11月1日	本人同意	保険の加入状況を確認するため。
27	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年11月1日	本人同意	保険の加入状況を確認するため。